

# 青森県西部海区漁場計画

## I 漁業権に関する事項

令和5年3月27日付けで青森県ホームページにて公表した青森県西部海区漁場計画に、以下の内容を追加した。

### 45 公示番号 西共第25号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱
- ア 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位297度30分2,800メートルの点
- ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位352度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位24度30分3,700メートルの点
- オ 基点第46号から真方位8度30分3,700メートルの点
- 基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種 共同漁業	あかもく漁業	つのまた漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	てんぐさ漁業	
	あわび漁業	なまこ漁業	
	いがい漁業	ふのり漁業	
	いぎす漁業	ほや漁業	
	いわむし漁業	まつも漁業	
	うに漁業	もずく漁業	
	うみぞうめん漁業	ゆむし漁業	
	えごのり漁業	わかめ漁業	
	くぼがい漁業	かき漁業	
	こめのり漁業	こしだかがんがら（おこしだかがんがらを含む。）漁業	
	こんぶ漁業		
	さざえ漁業		
	たこ漁業		

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩

46 公示番号 西共第 26 号

(1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 45 号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 46 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 45 号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第 45 号から真方位 292 度 30 分 2,800 メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位 297 度 30 分 2,800 メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位 352 度 30 分 2,800 メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位 24 度 30 分 3,700 メートルの点

オ 基点第 46 号から真方位 8 度 30 分 3,700 メートルの点

基点第 46 号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	たい底建網漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さめ・たら刺網漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	ぶり・すずき刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ます・たい刺網漁業	2 月 1 日から 8 月 31 日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩

(6) 条 件 ① 小型定置網には、標識を設置すること。  
② かれい・ひらめ刺網の目合は、3 寸 5 分以上とする。

#### 47 公示番号 西共第 27 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第 46 号、ア、イ及び基点第 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第 46 号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱
- ア 基点第 46 号から真方位 8 度 30 分 3,700 メートルの点
- イ 基点第 47 号から真方位 290 度 30 分 2,800 メートルの点
- 基点第 47 号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 1 種 共同漁業	あかもく漁業	こんぶ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あまのり漁業	たこ漁業	
	あわび漁業	てんぐさ漁業	
	いぎす漁業	なまこ漁業	
	いわむし漁業	ふのり漁業	
	うに漁業	ほや漁業	
	うみぞうめん漁業	もずく漁業	
	えごのり漁業	ゆむし漁業	
	こめのり漁業	わかめ漁業	

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで
- (5) 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

#### 48 公示番号 西共第 28 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第 46 号、ア、イ及び基点第 47 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第 46 号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱
- ア 基点第 46 号から真方位 8 度 30 分 3,700 メートルの点
- イ 基点第 47 号から真方位 290 度 30 分 2,800 メートルの点
- 基点第 47 号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業		1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業		12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業		8 月 1 日から 12 月 31 日まで

	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで  
(5) 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎  
(6) 条 件 かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

#### 49 公示番号 西共第29号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字袈月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先  
(2) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱  
ア 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点  
イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字袈月との境に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点  
ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点  
エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2,800メートルの点  
オ 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点  
基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱  
(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種 共同漁業	あかもく漁業	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あまのり漁業	ほや漁業	
	あわび漁業	まつも漁業	
	いがい漁業	もずく漁業	
	いわむし漁業	もすそがい漁業	
	うに漁業	ゆむし漁業	
	えごのり漁業	わかめ漁業	
	こんぶ漁業	いぎす漁業	
	さざえ漁業	くぼがい漁業	
	たこ漁業	こしだかがんがら（お	

	つのまた漁業	おこしだかがんがらを 含む。) 漁業	
	てんぐさ漁業		
	なまこ漁業		

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字袈月、大字砂ヶ森及び大字奥平部

## 50 公示番号 西共第30号

(1) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字袈月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先

(2) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

ア 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字袈月との境に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2,800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	8月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字袈月、大字砂ヶ森及び大字奥平部

(6) 条 件 かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 51 公示番号 西共第31号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形から同町字平館石崎沢に至る地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第 48 号、ア、イ及び基点第 49 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第 48 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱  
 ア 基点第 48 号から真方位 41 度 30 分 2,800 メートルの点  
 イ 基点第 49 号から真方位 56 度 30 分 2,800 メートルの点
- 基点第 49 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢北側に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 1 種 共同漁業	あまのり漁業	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あわび漁業	なまこ漁業	
	いぎす漁業	ふのり漁業	
	うに漁業	ほや漁業	
	えごのり漁業	もずく漁業	
	こんぶ漁業	わかめ漁業	
	たこ漁業	ふじつぼ漁業	
	かき漁業	ほんだわら漁業	

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで
- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館太郎右エ門沢

## 52 公示番号 西共第 32 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形から同町字平館石崎沢に至る地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第 48 号、ア、イ及び基点第 49 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第 48 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱  
 ア 基点第 48 号から真方位 41 度 30 分 2,800 メートルの点  
 イ 基点第 49 号から真方位 56 度 30 分 2,800 メートルの点
- 基点第 49 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢北側に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 2 種 共同漁業	やりいか・こうなご小型定置漁業		12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業		8 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業		1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業		1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	たこ籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、字平館元宇田、字平館弥蔵釜、字平館石崎沢及び字平館太郎右エ門沢
- (6) 条 件 かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

### 53 公示番号 西共第33号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢から同町字平館石浜尻高川に至る地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢北側に設置した標柱
- ア 基点第49号から真方位56度30分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2,800メートルの点
- ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2,800メートルの点
- オ 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点
- 基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種 共同漁業	あわび漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	いぎす漁業	ふのり漁業	
	うに漁業	ほたてがい漁業	
	えごのり漁業	ほや漁業	
	こんぶ漁業	もずく漁業	
	たこ漁業	わかめ漁業	
	てんぐさ漁業	ふじつぼ漁業	
	かき漁業	ほんだわら漁業	

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川及び字平館磯山

54 公示番号 西共第 34 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢から同町字平館石浜尻高川に至る地先  
 (2) 漁場の区域 次の基点第 49 号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 50 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあつては、基点第 49 号、カ、キ、ケ、コ、サ及び基点第 50 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第 49 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢北側に設置した標柱

ア 基点第 49 号から真方位 56 度 30 分 2,800 メートルの点

イ ク（東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱）から真方位 89 度 30 分 2,800 メートルの点

ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位 87 度 30 分 2,800 メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位 86 度 10 分 2,800 メートルの点

オ 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 2,800 メートルの点

基点第 50 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

カ 基点第 49 号から真方位 56 度 30 分 300 メートルの点

キ 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右エ門沢、平館灯台南端から真方位 89 度 30 分 1,000 メートルの点

ケ クから真方位 89 度 30 分 1,460 メートルの点

コ クから真方位 89 度 30 分 1,940 メートルの点

サ 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 2,535 メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	かれい・そい小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館田の沢、字平館門の沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館後田、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館父ヶ沢、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田尻高川、字平館野田才の神、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館石浜尻高川及び字平館磯山

- (6) 条 件 ① 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、基点第 50

号とサとを結ぶ直線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

### 55 公示番号 西共第 35 号

(1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田及び字蟹田丑ヶ沢

(2) 漁場の区域 次の基点第 50 号、ア、イ、ウ及び基点第 51 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 50 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

ア 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 2,800 メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字蟹田中師宮本との境に設置した標柱から真方位 84 度 2,800 メートルの点

ウ 基点第 51 号から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点

基点第 51 号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	ふのり漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いがい漁業	ほたてがいがい漁業	
	うに漁業	ほや漁業	
	えごのり漁業	もずく漁業	
	たこ漁業	わかめ漁業	
	てんぐさ漁業	こんぶ漁業	
	なまこ漁業		

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田及び字蟹田山本紅葉坂

### 56 公示番号 西共第 36 号

(1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田及び字蟹

田丑ヶ沢

- (2) 漁場の区域 次の基点第 50 号、ア、イ、ウ及び基点第 51 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあっては、基点第 50 号、エ、オ、カ及び基点第 51 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第 50 号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

ア 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 2,800 メートルの点

イ キ (東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字蟹田中師宮本との境に設置した標柱) から真方位 84 度 2,800 メートルの点

ウ 基点第 51 号から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点

基点第 51 号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

エ 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 2,535 メートルの点

オ キから真方位 84 度 2,450 メートルの点

カ 基点第 51 号から真方位 78 度 30 分 2,450 メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

- (5) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田及び字蟹田山本紅葉坂

- (6) 条 件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。  
② 小型定置網には、標識を設置すること。

③ かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

### 57 公示番号 西共第 37 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先  
 (2) 漁場の区域 次の基点第 51 号、ア、イ及び基点第 52 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点第 51 号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱  
 ア 基点第 51 号から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点  
 イ 基点第 52 号から真方位 80 度 30 分 2,800 メートルの点  
 基点第 52 号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うに漁業	ほたてがい漁業	
	たこ漁業	ほや漁業	

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで  
 (5) 関係地区 東津軽郡蓬田村

### 58 公示番号 西共第 38 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先  
 (2) 漁場の区域 次の基点第 51 号、ア、イ及び基点第 52 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点第 51 号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱  
 ア 基点第 51 号から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点  
 イ 基点第 52 号から真方位 80 度 30 分 2,800 メートルの点  
 基点第 52 号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業		1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業		12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業		4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
	しゃこ刺網漁業		4 月 1 日から 7 月 31 日まで
	ちか刺網漁業		3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業		1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業		1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 東津軽郡蓬田村

(6) 条 件 ① 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 59 公示番号 西共第39号

(1) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(2) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種 共同漁業	なまこ漁業	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい漁業		

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

## 60 公示番号 西共第40号

(1) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(2) 漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点

イ 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種	たい・すずき小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで

共同漁業	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- (6) 条件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
- ② かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 61 公示番号 西共第41号

- (1) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

イ シ（青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱）から真方位55度30分2,800メートルの点

ウ サ（基点第54号（青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱）から真方位46度30分2,800メートルの点）とイとを結ぶ直線上サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

- G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角 90 度 185 メートルの点  
 H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角 97 度 30 分 125 メートルの点  
 I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角 90 度 112.9 メートルの点  
 J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角 90 度 30.5 メートルの点  
 K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位 128 度 25.7 メートルの点  
 L Kから真方位 39 度 30 分 30.5 メートルの点  
 M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角 90 度 86.5 メートルの点  
 N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角 90 度 30.5 メートルの点  
 O Nから真方位 129 度 13.3 メートルの点  
 P Oから真方位 39 度 30 分 30.5 メートルの点  
 Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角 90 度 26.5 メートルの点  
 R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角 90 度 30.5 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第 1 種 共同漁業	あわび漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あかざらがい漁業	ほたてがい漁業	
	たこ漁業	ほや漁業	

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 青森市小柳、本町、大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内及び大字新城

62 公示番号 西共第 42 号

(1) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 53 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（小型定置漁業にあつては、基点第 53 号、ク、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域）。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I 及び J の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M 及び N の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに O、P、Q 及び R の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 53 号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第 53 号から真方位 82 度 2,800 メートルの点

イ シ（青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱）から真方位 55 度 30 分 2,800 メートルの点

- ウ サ（基点第54号（青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱）から真方位46度30分2,800メートルの点）とイトを結ぶ直線上サから150メートルの点
- エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点
- オ カから真方位86度30分580メートルの点
- カ キから真方位37度30分250メートルの点
- キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱
- ク 基点第53号から真方位82度2,550メートルの点
- ケ シから真方位55度30分2,450メートルの点
- コ ウから真方位226度30分の線と基点第54号から真方位46度30分2,200メートルの点とケとを結ぶ直線との交点
- A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点
- B Aから真方位47度167メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点
- D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点
- K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点
- L Kから真方位39度30分30.5メートルの点
- M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点
- N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点
- O Nから真方位129度13.3メートルの点
- P Oから真方位39度30分30.5メートルの点
- Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点
- R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種 共同漁業	かれい・そい小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで

かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 青森市小柳、本町、大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内及び大字新城
- (6) 条 件 ① 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、基点第53号とアとを結ぶ直線を越えて敷設してはならない。  
② かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

### 63 公示番号 西共第43号

- (1) 漁場の位置 青森市造道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、M、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Q、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A'、B'、C'及びD'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE'、F'、G'、H'、I'、J'及びK'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3,400メートルの点

イ オ（青森市原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分2,800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2,800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ 青森市造道1丁目1に設置した標柱

コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱

- サ コから真方位 352 度 30 分 125 メートルの点
- シ スから真方位 336 度 30 分 120 メートルの点
- ス 青森市八重田 1 丁目 7 に設置した標柱
- セ 青森市大字野内、青い森鉄道第 1 浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点  
を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下「架道橋中心延長線」という。）  
と最大高潮時海岸線との交点から西方 3 メートルの最大高潮時海岸線上の点
- ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方 26 メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方 2 メートルの点
- チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方 455 メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方 203 メートルの点
- テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方 125 メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方 18 メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角 39 度 30 分 100 メートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角 20 度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点
- ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方 400 メートルの点
- ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方 125 メートルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方 173 メートルの点
- ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上ノから南方 171 メートルの点
- ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方 10 メートルの点
- フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上ヒから南方 69 メートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方 10 メートルの点
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上ヘから南方 156.7 メートルの点
- マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角 78 度 5 分 30 秒 197.2 メートルの点
- ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
- ム ミから真方位 320 度 30 分 134 メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角 155 度 75 メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角 149 度 233 メートルの点
- ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角 154 度 34 メートルの点
- ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角 118 度 154 メートルの点
- ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角 90 度 200 メートルの点
- エ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角 90 度の直線と最大高潮時海岸線との交点
- リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角 191 度 54 分 20 秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉾棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに 77 メートルの点
- B Aから真方位 342 度 145 メートルの点
- C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角 117 度 30 分 282 メートルの

点

- D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角 90 度 1メートルの点
- E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角 90 度 14メートルの点
- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角 90 度 22メートルの点
- G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角 90 度 14メートルの点
- H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角 90 度 2メートルの点
- I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角 90 度 208メートルの点
- J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角 96 度 30分 122メートルの点
- K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角 90 度 6メートルの点
- L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角 90 度 14メートルの点
- M Lから真方位 51 度 30メートルの点
- N Mから真方位 319 度 30分 33メートルの点
- O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角 92 度 110メートルの点
- P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角 91 度 36メートルの点
- Q Pから真方位 45 度 31メートルの点
- R Qから真方位 313 度 30分 34メートルの点
- S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角 90 度 25メートルの点
- T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角 90 度 30メートルの点
- A' 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
- B' A' から真方位 270 度 17.5メートルの点
- C' D' から真方位 276 度 30分 27.5メートルの点
- D' 青森市大字浅虫字山下 365 に設置した標柱
- E' L' (青森市大字浅虫字山下 160 の 6 先に設置した標柱) から真方位 226 度 151メートルの点
- F' L' から真方位 240 度 155.5メートルの点
- G' L' から真方位 312 度 30分 56メートルの点
- H' L' から真方位 27 度 108.5メートルの点
- I' M' (青森市大字浅虫字山下 160 の 4 先に設置した標柱) から真方位 288 度 87.5メートルの点
- J' M' から真方位 349 度 42.5メートルの点
- K' M' から真方位 355 度 27.5メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	ほたてがい漁業	
	あわび漁業	ほや漁業	
	いがい漁業	わかめ漁業	

	うに漁業		
--	------	--	--

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 青森市西滝、古川、奥野、港町、栄町、けやき、合浦、造道、八重田、原別、矢作、本泉、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫

#### 64 公示番号 西共第44号

- (1) 漁場の位置 青森市造道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（小型定置漁業にあつては、基点第55号、ヨ、ラ、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域）。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、M、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Q、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A'、B'、C'及びD'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE'、F'、G'、H'、I'、J'及びK'の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3,400メートルの点

イ オ（青森市原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分2,800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2,800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ 青森市造道1丁目1に設置した標柱

コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱

サ コから真方位352度30分125メートルの点

シ スから真方位336度30分120メートルの点

ス 青森市八重田1丁目7に設置した標柱

セ 青森市大字野内、青い森鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線（以下「架道橋中心延長線」という。）

と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点  
ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方26メートルの点  
タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方2メートルの点  
チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メートルの点  
ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方203メートルの点  
テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点  
ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方18メートルの点  
ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角39度30分100メートルの点  
ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点

ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方400メートルの点  
ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方125メートルの点  
ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方173メートルの点  
ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上ノから南方171メートルの点  
ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方10メートルの点  
フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上ヒから南方69メートルの点  
へ ヒとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方10メートルの点  
ホ へを通る架道橋中心延長線との平行線上へから南方156.7メートルの点  
マ へとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点

ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点

ム ミから真方位320度30分134メートルの点

メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角155度75メートルの点

モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メートルの点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メートルの点

ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メートルの点

ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角90度200メートルの点

エ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と最大高潮時海岸線との交点

ヨ 基点第55号から真方位18度2,600メートルの点

ラ オから真方位302度30分2,925メートルの点

リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角191度54分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点

A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉾棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点

B Aから真方位342度145メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点

- F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角 90 度 22 メートルの点  
 G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角 90 度 14 メートルの点  
 H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角 90 度 2 メートルの点  
 I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角 90 度 208 メートルの点  
 J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角 96 度 30 分 122 メートルの点  
 K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角 90 度 6 メートルの点  
 L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角 90 度 14 メートルの点  
 M Lから真方位 51 度 30 メートルの点  
 N Mから真方位 319 度 30 分 33 メートルの点  
 O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角 92 度 110 メートルの点  
 P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角 91 度 36 メートルの点  
 Q Pから真方位 45 度 31 メートルの点  
 R Qから真方位 313 度 30 分 34 メートルの点  
 S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角 90 度 25 メートルの点  
 T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角 90 度 30 メートルの点  
 A' 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱  
 B' A' から真方位 270 度 17.5 メートルの点  
 C' D' から真方位 276 度 30 分 27.5 メートルの点  
 D' 青森市大字浅虫字山下 365 に設置した標柱  
 E' L' (青森市大字浅虫字山下 160 の 6 先に設置した標柱) から真方位 226 度 151 メートルの点  
 F' L' から真方位 240 度 155.5 メートルの点  
 G' L' から真方位 312 度 30 分 56 メートルの点  
 H' L' から真方位 27 度 108.5 メートルの点  
 I' M' (青森市大字浅虫字山下 160 の 4 先に設置した標柱) から真方位 288 度 87.5 メートルの点  
 J' M' から真方位 349 度 42.5 メートルの点  
 K' M' から真方位 355 度 27.5 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
	しゃこ刺網漁業	4 月 1 日から 7 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 青森市西滝、古川、奥野、港町、栄町、けやき、合浦、造道、八重田、原別、矢作、本泉、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫
- (6) 条 件 ① 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、基点第56号とエとを結ぶ直線を越えて敷設してはならない。
- ② ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身網に連結して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置して、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。
- ③ 次の甲、乙及び丙並びにエ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置漁業を営んではならない。
- 甲 乙から真方位108度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点
- 乙 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱
- 丙 乙から真方位288度30分の直線とウとエとを結ぶ直線との交点
- ④ かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 65 公示番号 西共第45号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3,100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2,800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2,200メートルの点

オ コ（東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱）から真方位304度30分2,800メートルの点

カ コから真方位30分2,800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位36度2,800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3,600メートルの点

ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

- 基点第 57 号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱  
 サ シから真方位 318 度の直線と最大高潮時海岸線との交点  
 シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱  
 ス シから真方位 236 度 30 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	なまこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あさり漁業	ふのり漁業	
	あまのり漁業	ほたてがい漁業	
	あわび漁業	ほや漁業	
	いがい漁業	まつも漁業	
	うに漁業	もずく漁業	
	かき漁業	わかめ漁業	
	たこ漁業		

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 東津軽郡平内町

66 公示番号 西共第 46 号

(1) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 56 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第 57 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 56 号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第 56 号から真方位 288 度 30 分 2,800 メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位 263 度 30 分 3,100 メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位 286 度 30 分 2,800 メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位 295 度 2,200 メートルの点

オ コ（東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱）から真方位 304 度 30 分 2,800 メートルの点

カ コから真方位 30 分 2,800 メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱から真方位 36 度 2,800 メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位 33

度 30 分 3,600 メートルの点

ケ 基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 4,900 メートルの点

基点第 57 号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ シから真方位 318 度の直線と最大高潮時海岸線との交点

シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱

ス シから真方位 236 度 30 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	かれい・そい小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	たい・すずき小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1 月 1 日から 8 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
	そい・めばる底建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さより刺網漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
	しゃこ刺網漁業	4 月 1 日から 7 月 31 日まで
	ぼら刺網漁業	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さめ・たら刺網漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 東津軽郡平内町

(6) 条 件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。  
② 基点第 56 号及びア並びに次の甲及び乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置漁業を営んではならない。

甲 アとイとを結んだ直線と乙から真方位 288 度 30 分の直線との交点

乙 国道 4 号線から東津軽郡平内町大字土屋鍵懸集落に至る海岸堤防と、国道 4 号線海岸堤防との接点から東方 45.7 メートルの国道 4 号線海岸堤防上の点

③ かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 67 公示番号 西共第47号

(1) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ(野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点)から真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点

ケ ク(野辺地港西防波堤西側先端)とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度7メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60メートルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メートルの点

- フ ヒから真方位 59 度 30 分 38 メートルの点  
 へ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角 90 度 50 メートルの点  
 ホ フとへとを結ぶ直線に対して、へから左側夾角 90 度 52.7 メートルの点  
 マ へとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角 110 度 247 メートルの点  
 ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角 90 度 109.7 メートルの点  
 ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角 80 度 22 メートルの点  
 メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角 120 度 18.5 メートルの点  
 モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角 124 度 26.5 メートルの点  
 ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角 165 度 30 分 45 メートルの点  
 ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角 175 度 52.5 メートルの点  
 ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角 157 度 30 分 27.2 メートルの点  
 ラ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角 151 度 92 メートルの点  
 リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角 116 度 18 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	たこ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あさり漁業	なまこ漁業	
	あわび漁業	ほたてがい漁業	
	いがい漁業	ほや漁業	
	うに漁業	もずく漁業	

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 上北郡野辺地町

68 公示番号 西共第 48 号

(1) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 57 号、ア、イ及び基点第 58 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、へ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第 57 号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 4,900 メートルの点

イ 基点第 58 号から真方位 293 度 30 分 3,340 メートルの点

基点第 58 号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ (野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に 83 メートルの

- 点) から真方位 291 度 30 分 10 メートルの点
- オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角 90 度 155 メートルの点
- カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角 90 度 25 メートルの点
- キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角 90 度 155 メートルの点
- ケ ク (野辺地港西防波堤西側先端) とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角 93 度 203 メートルの点
- コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角 88 度 25 メートルの点
- サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角 90 度 30 分 203 メートルの点
- シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点
- ス シから真方位 342 度 30 分 154 メートルの点
- セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角 43 度 30 分 128 メートルの点
- ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角 140 度 8 メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角 125 度 128 メートルの点
- チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角 40 度 187 メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角 90 度 84 メートルの点
- テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角 155 度 18 メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角 134 度 16 メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角 142 度 15 メートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角 148 度 7 メートルの点
- ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角 156 度 30 分 5 メートルの点
- ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角 100 度 100 メートルの点
- ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角 141 度 30 分 90 メートルの点
- ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角 42 度 60 メートルの点
- ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方 5 メートルの点
- フ ヒから真方位 59 度 30 分 38 メートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角 90 度 50 メートルの点
- ホ フとへとを結ぶ直線に対して、へから左側夾角 90 度 52.7 メートルの点
- マ へとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角 110 度 247 メートルの点
- ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角 90 度 109.7 メートルの点
- ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角 80 度 22 メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角 120 度 18.5 メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角 124 度 26.5 メートルの点
- ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角 165 度 30 分 45 メートルの点
- ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角 175 度 52.5 メートルの点
- ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角 157 度 30 分 27.2 メートルの点
- ラ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角 151 度 92 メートルの点
- リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角 116 度 18 メートルの点

### (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	ふぐ・たい小型定置漁業	5月1日から10月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	ふぐ刺網漁業	6月1日から8月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 上北郡野辺地町

- (6) 条 件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。  
 ② 小型定置網には、標識を設置すること。  
 ③ かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 69 公示番号 西共第49号

(1) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ア 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点

イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3,300メートルの点

ウ 基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	
	なまこ漁業	
	なみのこがい漁業	

業	あわび漁業	ばかがい漁業	
	いがい漁業	ほたてがい漁業	
	うに漁業	ほや漁業	

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 上北郡横浜町

## 70 公示番号 西共第50号

(1) 漁場の位置 上北郡横浜町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ア 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点

イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3,300メートルの点

ウ 基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	たい・すずき小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
	ひらめ・そい・すずき底建網漁業	3月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から7月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 上北郡横浜町

(6) 条件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かおい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

## 71 公示番号 西共第51号

(1) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上

町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

- (2) 漁場の区域 次の基点第 59 号、ア、イ及び基点第 60 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第 61 号、ウ、エ及び基点第 62 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第 59 号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱  
 ア 基点第 59 号から真方位 277 度 30 分 3,700 メートルの点  
 基点第 60 号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱  
 イ 基点第 60 号から真方位 228 度 3,500 メートルの点  
 基点第 61 号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端  
 ウ 基点第 61 号から真方位 168 度 30 分 7,000 メートルの点  
 基点第 62 号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱  
 エ 基点第 62 号から真方位 157 度 30 分 3,540 メートルの点  
 オ むつ市大字大平、旧大平栈橋（以下「大平栈橋」という。）基部から 90 メートルの埋立護岸上の点  
 カ オから大平栈橋の沿直線上 320 メートルの点  
 キ クから大平栈橋の沿直線上 320 メートルの点  
 ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端  
 ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱  
 コ ケから真方位 141 度 30 分 250 メートルの点  
 サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	ばかがい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あさり漁業	はまぐり漁業	
	いがい漁業	ほたてがい漁業	
	うに漁業	ほや漁業	
	かき漁業	あわび漁業	
	なまこ漁業	ふじつぼ漁業	
	なみのこがい漁業	あかがい漁業	

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで  
 (5) 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

72 公示番号 西共第 52 号

- (1) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第 59 号、ア、イ及び基点第 60 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第 61 号、ウ、エ及び基点第 62 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第 59 号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱  
 ア 基点第 59 号から真方位 277 度 30 分 3,700 メートルの点
- 基点第 60 号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱  
 イ 基点第 60 号から真方位 228 度 3,500 メートルの点
- 基点第 61 号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端  
 ウ 基点第 61 号から真方位 168 度 30 分 7,000 メートルの点
- 基点第 62 号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱  
 エ 基点第 62 号から真方位 157 度 30 分 3,540 メートルの点  
 オ むつ市大字大平、旧大平栈橋（以下「大平栈橋」という。）基部から 90 メートルの埋立護岸上の点  
 カ オから大平栈橋の沿直線上 320 メートルの点  
 キ クから大平栈橋の沿直線上 320 メートルの点  
 ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端  
 ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱  
 コ ケから真方位 141 度 30 分 250 メートルの点  
 サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
	かに刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	しゃこ刺網漁業	4 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ちか刺網漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	ぼら刺網漁業	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	かおい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- (6) 条 件 ① 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。
- ② ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身網に連結して昼間にあっては縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置して、夜間にあっては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。
- ③ かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

### 73 公示番号 西共第53号

- (1) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
- ア 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点
- イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点
- 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類			漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称		
第1種 共同漁業	あかがい漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あかざらがい漁業	なみのこがい漁業	
	あさり漁業	ばかがい漁業	
	いがい漁業	はまぐり漁業	
	うに漁業	ほたてがい漁業	
	かき漁業	ほや漁業	

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苦生町、松山町及び山田町

### 74 公示番号 西共第54号

- (1) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 60 号、ア、イ及び基点第 61 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 60 号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱

ア 基点第 60 号から真方位 228 度 3,500 メートルの点

イ 基点第 61 号から真方位 168 度 30 分 7,000 メートルの点

基点第 61 号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
	かに刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	しゃこ刺網漁業	4 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ちか刺網漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	ぼら刺網漁業	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苦生町、松山町及び山田町

(6) 条 件 ① 小型定置漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

② かれい・ひらめ刺網の目合は、3 寸 5 分以上とする。

## 75 公示番号 西共第 55 号

(1) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 62 号、ア、イ及び基点第 63 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 62 号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱

ア 基点第 62 号から真方位 157 度 30 分 3,540 メートルの点

イ 基点第 63 号から真方位 168 度 30 分 3,700 メートルの点

基点第 63 号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業時期
-------	------

漁業権の種類	漁業の名称		
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	ばかがい漁業	
	あまのり漁業	はまぐり漁業	
	あわび漁業	ふのり漁業	
	いがい漁業	ほたてがい漁業	
	いわむし漁業	ほや漁業	
	うに漁業	もずぐ漁業	
	たこ漁業	わかめ漁業	
	てんぐさ漁業	あかがい漁業	

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

(5) 関係地区 むつ市川内町

## 76 公示番号 西共第56号

(1) 漁場の位置 むつ市川内町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点

基点第63号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第2種 共同漁業	ちか小型定置漁業	3月1日から7月31日まで
	ます小型定置漁業	5月1日から11月30日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	そい・めばる底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かに・しゃこ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 むつ市川内町
- (6) 条 件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。  
② かれい・ひらめ刺網の目合は、3寸5分以上とする。

**77 公示番号 西共第57号**

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
 基点第63号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱  
 ア 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点  
 イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位154度30分2,800メートルの点  
 ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分1,900メートルの点  
 エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分1,900メートルの点  
 オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分1,900メートルの点  
 カ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点  
 基点第25号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業の名称	漁業時期
漁業権の種類			
第1種 共同漁業	あかざらがい漁業	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	ほたてがい漁業	
	あまのり漁業	ほや漁業	
	あわび漁業	まつも漁業	
	いがい漁業	もずく漁業	
	うに漁業	わかめ漁業	
	たこ漁業	うみぞうめん漁業	
	なまこ漁業		

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
- (5) 関係地区 むつ市脇野沢

**78 公示番号 西共第58号**

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢地先
- (2) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第 63 号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱  
 ア 基点第 63 号から真方位 168 度 30 分 3,700 メートルの点  
 イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位 154 度 30 分 2,800 メートルの点  
 ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位 206 度 30 分 3,700 メートルの点  
 エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位 245 度 30 分 3,700 メートルの点  
 オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位 272 度 30 分 3,700 メートルの点  
 カ 基点第 25 号から真方位 277 度 30 分 3,700 メートルの点  
 基点第 25 号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご小型定置漁業	1 月 1 日から 8 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置漁業	4 月 1 日から翌年 2 月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ちか刺網漁業	3 月 1 日から 7 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もすそがい籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで  
 (5) 関係地区 むつ市脇野沢  
 (6) 条 件 ① 小型定置漁業、底建網漁業又は刺網漁業の網漁具に連結する網及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。  
 ② 小型定置網に標識を設置すること。ただし、ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身網に連結して昼間にあつては縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置して、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。  
 ③ かれい・ひらめ刺網の目合は、3 寸 5 分以上とする。

79 公示番号 西共第 59 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先  
 (2) 漁場の区域 次の基点第 56 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第 57 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、

シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第 56 号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第 56 号から真方位 288 度 30 分 2,800 メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位 263 度 30 分 3,100 メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位 286 度 30 分 2,800 メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位 295 度 2,200 メートルの点

オ コ（東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱）から真方位 304 度 30 分 2,800 メートルの点

カ コから真方位 30 分 2,800 メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位 36 度 2,800 メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位 33 度 30 分 3,600 メートルの点

ケ 基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 4,900 メートルの点

基点第 57 号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ シから真方位 318 度の直線と最大高潮時海岸線との交点

シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱

ス シから真方位 236 度 30 分の直線と最大高潮時海岸線との交点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 3 種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3 月 1 日から 9 月 30 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 東津軽郡平内町

80 公示番号 西共第 60 号

(1) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

(2) 漁場の区域 次の基点第 57 号、ア、イ及び基点第 58 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒ

の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第 57 号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 4,900 メートルの点

イ 基点第 58 号から真方位 293 度 30 分 3,340 メートルの点

基点第 58 号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ (野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に 83 メートルの点) から真方位 291 度 30 分 10 メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角 90 度 155 メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角 90 度 25 メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角 90 度 155 メートルの点

ケ ク(野辺地港西防波堤西側先端) とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角 93 度 203 メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角 88 度 25 メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角 90 度 30 分 203 メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位 342 度 30 分 154 メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角 43 度 30 分 128 メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角 140 度 8 メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角 125 度 128 メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角 40 度 187 メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角 90 度 84 メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角 155 度 18 メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角 134 度 16 メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角 142 度 15 メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角 148 度 7 メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角 156 度 30 分 5 メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角 100 度 100 メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角 141 度 30 分 90 メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角 42 度 60 メートルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方 5 メートルの点

フ ヒから真方位 59 度 30 分 38 メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角 90 度 50 メートルの点

ホ フとヘとを結ぶ直線に対して、ヘから左側夾角 90 度 52.7 メートルの点

マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角 110 度 247 メートルの点

ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角 90 度 109.7 メートルの点

ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角 80 度 22 メートルの点

メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角 120 度 18.5 メートルの点

モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角 124 度 26.5 メートルの点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角 165 度 30 分 45 メートルの点

- ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角 175 度 52.5 メートルの点  
 ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角 157 度 30 分 27.2 メートルの点  
 ラ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角 151 度 92 メートルの点  
 リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角 116 度 18 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 3 種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3 月 1 日から 9 月 30 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(5) 関係地区 上北郡野辺地町

81 公示番号 西区第 101 号

(1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄地先

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第 101 号（東津軽郡外ヶ浜町字三厩上宇鉄地先海岸護岸西側基部）から真方位 80 度 115 メートル（消波堤陸側の西端）の点  
 イ アから真方位 219 度 30 分 125 メートルの点  
 ウ エから真方位 219 度 30 分 125 メートルの点  
 エ 基点西区第 101 号から真方位 112 度 30 分 315 メートル（消波堤陸側の東端）の点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ延縄式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町、字三厩中浜、字三厩増川、字三厩東町、字三厩算用師、字三厩釜野沢、字三厩上宇鉄、字三厩川柱、字三厩梨ノ木間、字三厩藤嶋、字三厩鑄泊、字三厩元宇鉄、字三厩六條間、字三厩宇鉄山、字三厩東風泊、字三厩宇鉄沢、字三厩流沢、字三厩藤嶋沢、字三厩算用師右平野、字三厩新町及び字三厩桃ヶ丘

(7) 条 件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しな

ければならない。

## 82 公示番号 西区第 102 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川及び字三厩東町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア イから真方位 303 度 30 分 600 メートルの点
- イ 基点第 46 号（東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱）から真方位 8 度 30 分 900 メートルの点から真方位 303 度 30 分 50 メートルの点
- ウ 基点第 46 号から真方位 8 度 30 分 600 メートルの点から真方位 303 度 30 分 50 メートルの点
- エ ウから真方位 303 度 30 分 700 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町、字三厩中浜、字三厩増川、字三厩東町、字三厩算用師、字三厩釜野沢、字三厩上宇鉄、字三厩川柱、字三厩梨ノ木間、字三厩藤嶋、字三厩鑄泊、字三厩元宇鉄、字三厩六條間、字三厩宇鉄山、字三厩東風泊、字三厩宇鉄沢、字三厩流沢、字三厩藤嶋沢、字三厩算用師右平野、字三厩新町及び字三厩桃ヶ丘
- (7) 条 件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

## 83 公示番号 西区第 103 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川及び字三厩東町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア イから真方位 303 度 30 分 700 メートルの点
- イ 基点第 46 号（東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱）から真方位 8 度 30 分 2,450 メートルの点から真方位 303 度 30 分 50 メートルの点
- ウ 基点第 46 号から真方位 8 度 30 分 950 メートルの点から真方位 303 度 30 分 50 メートルの点
- エ ウから真方位 303 度 30 分 700 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字三既本町、字三既中浜、字三既増川、字三既東町、字三既算用師、字三既釜野沢、字三既上宇鉄、字三既川柱、字三既梨ノ木間、字三既藤嶋、字三既幡泊、字三既元宇鉄、字三既六條間、字三既宇鉄山、字三既東風泊、字三既宇鉄沢、字三既流沢、字三既藤嶋沢、字三既算用師右平野、字三既新町及び字三既桃ヶ丘

(7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

84 公示番号 西区第104号

(1) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第46号（東津軽郡外ヶ浜町字三既東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱）から真方位8度30分1,800メートルの点から真方位123度30分50メートルの点

イ アから真方位123度21分1,650メートルの点

ウ エから真方位123度30分1,350メートルの点

エ 基点第46号から真方位8度30分950メートルの点から真方位123度30分50メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (6) 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、並びにア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

## 85 公示番号 西区第 105 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名及び大字今別地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第 105 号（東津軽郡今別町、今別漁港防波堤基部）から真方位 325 度 30 分 1,300 メートルの点
- イ アから真方位 92 度 30 分 1,200 メートルの点
- ウ エから真方位 92 度 30 分 1,200 メートルの点
- エ アから真方位 180 度 30 分 330 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、並びにア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

## 86 公示番号 西区第 106 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢、字平館今津尻高川及び字平館磯山地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域から、a、b、c、d 及び a の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、e、f、g、h 及び e の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、i、j、k、l 及び i の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに m、n、o、p 及び m の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域。
- ア 基点西区第 109 号（東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸長屋形、湯ノ沢川左岸から

250メートル北側の海浜に設置した標柱) から真方位 89 度 30 分 3,060 メートルの点

イ 基点第 50 号 (東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱) から真方位 85 度 10 分 4,360 メートルの点

ウ 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 650 メートルの点

エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高川と字平館石浜尻高川との境の尻高川に設置した標柱から真方位 87 度 30 分 650 メートルの点

オ 基点西区第 109 号から真方位 89 度 30 分 700 メートルの点

a 基点西区第 109 号から真方位 113 度 3,300 メートルの点

b 基点西区第 109 号から真方位 112 度 3,470 メートルの点

c 基点西区第 109 号から真方位 116 度 3,560 メートルの点

d 基点西区第 109 号から真方位 117 度 3,400 メートルの点

e 基点西区第 109 号から真方位 123 度 3,550 メートルの点

f 基点西区第 109 号から真方位 121 度 3,710 メートルの点

g 基点西区第 109 号から真方位 125 度 3,870 メートルの点

h 基点西区第 109 号から真方位 126 度 3,720 メートルの点

i 基点西区第 109 号から真方位 126 度 3,320 メートルの点

j 基点西区第 109 号から真方位 125 度 3,490 メートルの点

k 基点西区第 109 号から真方位 130 度 3,580 メートルの点

l 基点西区第 109 号から真方位 131 度 3,390 メートルの点

m 基点西区第 109 号から真方位 131 度 3,980 メートルの点

n 基点西区第 109 号から真方位 130 度 4,140 メートルの点

o 基点西区第 109 号から真方位 133 度 4,270 メートルの点

p 基点西区第 109 号から真方位 135 度 4,110 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田、字平館門の沢、字平館田の沢、字平館太郎右エ門沢、字平館鳥井沢、字平館長屋形、字平館根岸山居、字平館根岸湯の沢、字平館根岸小川、字平館根岸父ヶ沢、字平館根岸長屋形、字平館野田鳴川、字平館野田山下、字平館野田才の神、字平館野田尻高川、字平館今津才の神、字平館今津間沢、字平館今津釜の沢、字平館今津尻高、字平館今津尻高川、字平館舟岡、字平館磯山、字平館石浜尻高川

- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イとウとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ ア及び沖側水路口の北側の点の各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

87 公示番号 西区第 107 号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越及び字蟹田中師宮本地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点第 50 号（東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱）から真方位 85 度 10 分 4, 360 メートルの点
- イ オ（基点西区第 110 号（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱）から真方位 84 度 4, 150 メートルの点）とアとを結ぶ直線上オから 300 メートルの点
- ウ イから真方位 264 度 3, 120 メートルの点
- エ 基点第 50 号から真方位 85 度 10 分 650 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鱒ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉坂
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② アとエとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ 沖側水路の南側に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上

1.5メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

## 88 公示番号 西区第108号

- (1) 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本及び字蟹田丑ヶ沢地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第110号（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師、蟹田川左岸に設置した標柱）から真方位84度4,150メートルの点

イ 基点第51号（東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱）から真方位82度30分4,240メートルの点

ウ 基点第51号から真方位82度30分2,790メートルの点

エ 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点

オ 基点第51号から真方位78度30分1,090メートルの点

カ 基点西区第110号から真方位84度1,030メートルの点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 (6) 関係地区 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜、字蟹田塩越、字蟹田大平沢辺、字蟹田大平三枚橋、字蟹田大平山元、字蟹田大平東小国山、字蟹田大平高石、字蟹田小国岩井、字蟹田小国黒山、字蟹田小国黒山添、字蟹田小国坂元、字蟹田小国三枚橋、字蟹田小国品吉、字蟹田小国惣右衛門沢、字蟹田小国館下、字蟹田小国谷田、字蟹田小国東小国山、字蟹田小国南田、字蟹田小国山崎、字蟹田小国西小国山、字上蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田桂淵、字蟹田、字蟹田渡、字蟹田川原添、字下蟹田、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢、字蟹田樋橋、字蟹田原田長瀬、字蟹田鰐ヶ淵、字蟹田中師桂沢、字蟹田中師館ノ沢、字蟹田中師苗代沢、字蟹田中師火箱沢、字蟹田中師宮本、字蟹田南沢館下、字蟹田南沢山口、字蟹田山本小谷、字蟹田山本野脇、字蟹田山本前田、字蟹田山本紅葉坂  
 (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 ② イの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点にはレーダーで感知可能な標識を設置しなければな

らない。

また、アとイとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

## 89 公示番号 西区第 109 号

(1) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第 51 号（東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱）から真方位 78 度 30 分 2,800 メートルの点

イ 基点第 51 号から真方位 82 度 30 分 2,790 メートルの点

ウ 基点第 51 号から真方位 82 度 30 分 3,490 メートルの点

エ ケ（東津軽郡蓬田村大字瀬辺地、瀬辺地川右岸に設置した標柱）から真方位 87 度 3,480 メートルの点

オ ケから真方位 87 度 4,330 メートルの点

カ 基点第 52 号（東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 4,560 メートルの点

キ 基点第 52 号から真方位 80 度 30 分 1,270 メートルの点

ク 基点第 51 号から真方位 78 度 30 分 1,090 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 東津軽郡蓬田村

(7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② カとキとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路を設けなければならない。

③ ウ、エ及びオの各点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の北側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウとエとを結ぶ直線上及びオと沖側水路口の北側の点とを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各 50 センチメー

トル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

## 90 公示番号 西区第 110 号

- (1) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点第 52 号（東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 4,560 メートルの点  
 イ 基点第 53 号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱）から真方位 82 度 4,240 メートルの点  
 ウ 基点第 53 号から真方位 82 度 850 メートルの点  
 エ 基点第 52 号から真方位 80 度 30 分 1,270 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② アとエとを結ぶ直線及びイとウとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点（イとウとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、並びにアとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点（アとエとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。
- また、アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点（イとウとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）、アとイとを結ぶ直線上の水路口の北側の点（アとエとを結ぶ直線に接する水路口を除く。）の直線上に、これらの標識等を含め、500 メートル以内の間隔で縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

## 91 公示番号 西区第 111 号

- (1) 漁場の位置 青森市大字四戸橋及び大字後潟地先

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第 114 号（青森市大字四戸橋字磯部 2 東側の海浜に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点  
 イ オ（青森市大字後潟字平野 18 東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点  
 ウ オから真方位 80 度 30 分 200 メートルの点  
 エ 基点西区第 114 号から真方位 80 度 30 分 200 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 (6) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰  
 (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 ② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

## 92 公示番号 西区第 112 号

- (1) 漁場の位置 青森市大字後潟地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第 115 号（青森市大字後潟字平野 18 東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点  
 イ オ（青森市大字後潟字大原 1 東側の海浜船着場基部に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点  
 ウ オから真方位 80 度 30 分 200 メートルの点  
 エ 基点西区第 115 号から真方位 80 度 30 分 200 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (6) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

### 93 公示番号 西区第 113 号

- (1) 漁場の位置 青森市大字小橋地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第 117 号（青森市大字小橋字田川 99 東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点
- イ オ（青森市大字小橋字福田 12 東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点
- ウ オから真方位 80 度 30 分 200 メートルの点
- エ 基点西区第 117 号から真方位 80 度 30 分 200 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

### 94 公示番号 西区第 114 号

- (1) 漁場の位置 青森市大字小橋及び大字左堰地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第 118 号（青森市大字小橋字福田 7 東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点
- イ オ（青森市大字左堰字大科 20 東側の海浜斜路北端に設置した標柱）から真方位 80 度 30 分 300 メートルの点
- ウ オから真方位 80 度 30 分 200 メートルの点
- エ 基点西区第 118 号から真方位 80 度 30 分 200 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業時期
-------	------

漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

#### 95 公示番号 西区第115号

- (1) 漁場の位置 青森市大字左堰地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第119号（青森市大字左堰字大科18東側の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点
- イ 基点第53号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点
- ウ 基点第53号から真方位80度30分200メートルの点
- エ 基点西区第119号から真方位80度30分200メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	わかめ延縄式養殖業	10月1日から翌年5月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

#### 96 公示番号 西区第116号

- (1) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によ

って囲まれた区域から、a、b、c、d及びaの各点を順次に結んだ線によって  
 囲まれた区域を除いた区域

ア 基点第 53 号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱）から真  
 方位 82 度 4, 240 メートルの点

イ コ（青森市大字前田字中野、中野川右岸に設置した標柱）から真方位 91 度  
 4, 280 メートルの点

ウ ス（青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱）から真方位 55 度  
 30 分 3, 850 メートルの点

エ スから真方位 55 度 30 分 4, 093 メートルの点

オ カから真方位 9 度 20 分 731 メートルの点

カ サ（基点第 54 号（青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱）から真方  
 位 46 度 30 分 2, 700 メートルの点）とウとを結ぶ直線上サから 180 メートルの  
 点

キ シ（基点第 54 号から真方位 46 度 30 分 850 メートルの点）とクとを結ぶ直  
 線上シから 650 メートルの点

ク スから真方位 55 度 30 分 850 メートルの点

ケ 基点第 53 号から真方位 82 度 850 メートルの点

a カとキを結ぶ直線上カから 678 メートルの点

b カとキを結ぶ直線上カから 1, 549 メートルの点

c bから真方位 295 度 30 分 470 メートルの点

d aから真方位 332 度 385 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権 の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 青森市小柳、本町、大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、  
 大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内及び大字新城

- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設  
 しなければならない。  
 ② アとケとを結ぶ直線及びウとエとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路  
 並びにウとクとを結ぶ直線を中央の線とする幅 100 メートル以上の水路を設け  
 なければならない。  
 ③ ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、  
 a、b、c及びdの各点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を

水面上1.5メートル以上の高さに設置し、並びにア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線上の水路口の北側の点（アとケとを結ぶ直線に接する水路を除く。）、エ、オ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、アとイとを結ぶ直線上の水路口の南側の点、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

## 97 公示番号 西区第117号

(1) 漁場の位置 青森市港町二丁目から大字野内に至る地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア コから真方位17度30分1,700メートルの点

イ ソ（青森市大字八重田、武平川河口左岸）から真方位335度20分2,910メートルの点

ウ セ（青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位316度30分3,100メートルの点

エ サ（ス（青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻繰崎に設置した標柱）から真方位314度30分4,800メートルの点）とウとを結ぶ直線上サから510メートルの点

オ シ（スから真方位314度30分1,700メートルの点）とカとを結ぶ直線上シから400メートルの点

カ セから真方位316度30分1,900メートルの点

キ セから真方位316度30分1,000メートルの点

ク ソから真方位335度20分1,060メートルの点

ケ タ（青森市造道一丁目1番の北側護岸西端）から真方位350度30分1,000メートルの点

コ 基点西区第121号（青森市、堤ふ頭公園北東端）から真方位33度30分900メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (6) 関係地区 青森市西滝、港町、栄町、合浦、造道、八重田、原別及び大字野内
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ア、エ、オ及びコの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びエの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。
- また、コ、ア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

98 公示番号 西区第118号

- (1) 漁場の位置 青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア キ（青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻繰崎に設置した標柱）から真方位314度30分4,800メートルの点
- イ ク（青森市大字浅虫、裸島西端に設置した標柱）から真方位288度30分5,200メートルの点
- ウ クから真方位288度30分220メートルの点
- エ ケ（青森市大字浅虫、湯ノ島北西端に設置した標柱）から真方位310度300メートルの点
- オ ケから真方位220度300メートルの点
- カ キから真方位314度30分900メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ア、イ、ウ及びカの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びイの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。
- また、アとイとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

99 公示番号 西区第119号

(1) 漁場の位置 東津軽郡平内町大字土屋、大字浪打、大字茂浦、大字稲生、大字東田沢、大字白砂、大字東滝、大字浅所、大字浜子、大字清水川、大字口広及び大字狩場沢地先

(2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヤ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次のA、B、C、D、E、F、G、H及びAの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ユ（東津軽郡平内町大字土屋、鍵懸集落入口から旧国道海側に設置されたガードレール東端部分）から真方位 288 度 30 分 6, 910 メートルの点

イ マ（東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱）から真方位 286 度 30 分 4, 800 メートルの点

ウ ヘ（東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱）から真方位 286 度 4, 820 メートルの点

エ ヘから真方位 15 度 4, 500 メートルの点

オ フ（東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱）から真方位 36 度 4, 950 メートルの点

カ ハ（東津軽郡平内町大字東滝、安井崎に設置した標柱）から真方位 40 度 30 分 6, 800 メートルの点

キ カとヌ（ノ（東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱）から真方位 33 度 30 分 7, 780 メートルの点）とを結ぶ直線上ヌから 150 メートルの点

ク ケとネ（ノから真方位 33 度 30 分 850 メートルの点）とを結ぶ直線上ネから 180 メートルの点

ケ ノから真方位 331 度 30 分 700 メートルの点

コ 東津軽郡平内町大字浅所、小湊岸壁第一岸突端から真方位 50 度 30 分 630 メートルの点

サ ハから真方位 94 度 30 分 650 メートルの点

シ ヒ（東津軽郡平内町大字白砂、白砂集落の南側を流れる川の右岸に設置した標柱）から真方位 78 度 30 分 1, 020 メートルの点

ス フから真方位 36 度 500 メートルの点

セ メ（東津軽郡平内町大字東田沢、椿山神社海側に設置した標柱）から真方位 38 度 30 分 740 メートルの点

ソ ヘから真方位 30 分 400 メートルの点

タ ヘから真方位 304 度 30 分 400 メートルの点

チ ホ（東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱）から真方位 295 度 700 メートルの点

ツ マから真方位 286 度 30 分 300 メートルの点

テ マから真方位 233 度 400 メートルの点

- ト モ（東津軽郡平内町大字茂浦、茂浦島北端に設置した標柱）から真方位 58 度 30 分 550 メートルの点
- ナ ミ（東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱）から真方位 263 度 30 分 300 メートルの点
- ニ ム（東津軽郡平内町大字土屋 3 の 3 に設置した標柱）から真方位 288 度 30 分 600 メートルの点
- ヤ ヨから真方位 288 度 30 分 420 メートルの点
- A ヌとBとを結ぶ直線上ヌから 150 メートルの点
- B I（基点第 57 号（東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱）から真方位 37 度 30 分 3,800 メートルの点）から真方位 353 度 30 分 5,000 メートルの点
- C BとIとを結ぶ直線上Iから 200 メートルの点
- D EとJ（基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 750 メートルの点）とを結ぶ直線上Jから 170 メートルの点
- E K（東津軽郡平内町大字狩場沢、堀差川の左岸に設置した標柱）から真方位 82 度 880 メートルの点
- F Kから真方位 346 度 1,100 メートルの点
- G L（東津軽郡平内町大字口広字水須 2 の 6 の用水堰左岸から 50 メートル西側の海浜に設置した標柱）から真方位 33 度 30 分 1,000 メートルの点
- H ネとGとを結ぶ直線上ネから 150 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 東津軽郡平内町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イとツとを結ぶ直線を中央の線とする幅 100 メートル以上の水路、オとスとを結ぶ直線を中央の線とする幅 100 メートル以上の水路、チとチから真方位 294 度 30 分の線とイとウとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅 100 メートル以上の水路及びへから真方位 337 度 30 分の線（脇野沢港第三東防波堤灯台を見通す線）とウとエとを結ぶ直線との交点とへから真方位 337 度 30 分の線とソとタとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅 100 メートル以上の水路を設けなければならない。

- ③ ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の北側の点及びウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上の水路口の東側の各点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、アの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点、ウ及びエの各点、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線上の水路口の西側の点、キ、ク、A、B、C及びHの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにアの点、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上の水路口の南側の点及びウの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。また、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、500 メートル以内の間隔で縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

100 公示番号 西区第 120 号

(1) 漁場の位置 上北郡野辺地町字馬門地先

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア カ (基点第 57 号 (東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位 37 度 30 分 3,900 メートルの点) から真方位 127 度 30 分 150 メートルの点  
 イ カから真方位 127 度 30 分 400 メートルの点  
 ウ ク (上北郡野辺地町字馬門、近沢川左岸に設置した標柱) から真方位 16 度 1,330 メートルの点  
 エ クから真方位 16 度 1,080 メートルの点  
 オ キ (基点第 57 号から真方位 37 度 30 分 500 メートルの点) とエとを結ぶ直線上キから 150 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(6) 関係地区 上北郡野辺地町字馬門

(7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

② イ、ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線上に、これらの標識等を含め、

500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

### 101 公示番号 西区第121号

- (1) 漁場の位置 上北郡野辺地町字野辺地地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第125号(野辺地漁港北防波堤に接する護岸の西角)から真方位297度30分550メートル(消波堤陸側の西端)の点  
 イ アから真方位190度170メートルの点  
 ウ エから真方位190度170メートルの点  
 エ 基点西区第125号から真方位314度30分290メートル(消波堤陸側の東端)の点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい・とげくりがに・あわび垂下式 養殖業、わかめ・こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで (とげくりがに以外) 1月1日から6月30日まで (とげくりがに)

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 上北郡野辺地町
- (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

### 102 公示番号 西区第122号

- (1) 漁場の位置 上北郡野辺地町字有戸地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第126号(上北郡野辺地町字有戸、干草橋川左岸に設置した標柱)から真方位341度30分7,940メートルの点  
 イ 基点第58号(上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱)から真方位293度30分5,070メートルの点  
 ウ 基点第58号から真方位293度30分2,350メートルの点  
 エ 上北郡野辺地町字有戸、有戸川左岸に設置した標柱から真方位325度30分3,040メートルの点  
 オ 基点西区第126号から真方位298度33分2,890メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業時期

漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 上北郡野辺地町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ア、イ及びオの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、並びにア及びオの各点にレーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。
- また、アとオとを結ぶ直線上に、これらの標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

### 103 公示番号 西区第123号

- (1) 漁場の位置 上北郡横浜町地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア サ（上北郡横浜町字吹越、大沼地先に設置した標柱）から真方位272度30分5,400メートルの点
- イ 基点西区第127号（上北郡横浜町字百目木、牛ノ沢川左岸に設置した標柱）から真方位272度30分5,400メートルの点
- ウ シ（上北郡横浜町字横浜、三保川右岸漁港防波堤基部）から真方位266度5,000メートルの点
- エ ソ（基点第59号（上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位277度30分5,700メートルの点）とウとを結ぶ直線上ソから160メートルの点
- オ セ（基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点）とカとを結ぶ直線上セから160メートルの点
- カ ス（上北郡横浜町字鶏沢、鶏沢川左岸に設置した標柱）から真方位266度3,800メートルの点
- キ スから真方位266度2,300メートルの点
- ク シから真方位266度1,840メートルの点
- ケ 基点西区第127号から真方位272度30分2,250メートルの点
- コ サから真方位272度30分2,400メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業時期
-------	------

漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 上北郡横浜町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② 甲（陸奥横浜港西防波堤灯台から真方位 305 度 30 分の線とクとキとを結ぶ直線との交点）と甲から真方位 266 度の線とウとエとを結ぶ直線との交点とを結ぶ直線を中央の線とする幅 100 メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ 沖側水路口の北側の点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、並びに沖側水路口の南側の点、ア及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

#### 104 公示番号 西区第124号

- (1) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内及び大字田名部地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア ケ（基点第 59 号（上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位 277 度 30 分 6,000 メートルの点）とイとを結ぶ直線上ケから 160 メートルの点
- イ 基点第 60 号（むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱）から真方位 228 度 5,000 メートルの点
- ウ 基点第 60 号から真方位 256 度 4,330 メートルの点
- エ 基点第 61 号（下北ふ頭南端）から真方位 168 度 30 分 4,500 メートルの点
- オ 基点第 61 号から真方位 168 度 30 分 7,000 メートルの点
- カ 基点第 60 号から真方位 228 度 3,500 メートルの点
- キ 基点第 60 号から真方位 228 度 2,200 メートルの点
- ク コ（基点第 59 号から真方位 277 度 30 分 3,300 メートルの点）とキとを結ぶ直線上コから 160 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

業		
---	--	--

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② アの点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

### 105 公示番号 西区第125号

- (1) 漁場の位置 むつ市大字田名部地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点第60号(むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱)から真方位228度1,900メートルの点
- イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点
- ウ 基点第61号(下北ふ頭南端)から真方位168度30分7,000メートルの点
- エ 基点第61号から真方位168度30分4,500メートルの点
- オ 基点第60号から真方位284度3,060メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、苔生町、松山町及び山田町
- (7) 条 件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

### 106 公示番号 西区第126号

- (1) 漁場の位置 むつ市大湊上町地先

- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第 130 号（むつ市大湊上町、一本杉基部に設置した標柱）から真方位 32 度 30 分 853 メートルの点
  - イ 基点西区第 130 号から真方位 42 度 30 分 905 メートルの点
  - ウ 基点西区第 130 号から真方位 57 度 30 分 575 メートルの点
  - エ 基点西区第 130 号から真方位 44 度 480 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- (7) 条件 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

### 107 公示番号 西区第 127 号

- (1) 漁場の位置 むつ市芦崎地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第 131 号（むつ市芦崎、標高 1.2 メートルの旧三角点から真方位 90 度 30 分の直線と最大高潮時海岸線との交点から 250 メートル南側海浜に設置した標柱）から真方位 90 度 30 分 550 メートルの点
  - イ キ（基点西区第 131 号から 300 メートル南側の海浜に設置した標柱）から真方位 90 度 30 分 800 メートルの点
  - ウ 基点西区第 132 号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位 95 度 30 分 2,040 メートルの点
  - エ 基点西区第 132 号から真方位 95 度 30 分 1,000 メートルの点
  - オ キから真方位 90 度 30 分 430 メートルの点
  - カ 基点西区第 131 号から真方位 90 度 30 分 410 メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	

第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
---------------------	-------------	----------------

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊及び大字城ヶ沢
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

### 108 公示番号 西区第128号

- (1) 漁場の位置 むつ市大字城ヶ沢地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点西区第132号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位132度2,270メートルの点
- イ 基点西区第132号から真方位158度4,370メートルの点
- ウ 基点第62号（むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5,340メートルの点
- エ 基点第62号から真方位157度30分2,500メートルの点
- オ アとカ（基点西区第132号から真方位169度30分1,380メートルの点）を結ぶ直線と基点西区第132号とイを結ぶ直線の交点

- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区 画 漁 業	ほたてがい・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市大平町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大字城ヶ沢、大字大湊、川守町、宇田町及び旭町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② ウとエとを結ぶ直線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ イ及び沖側水路口の東側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

109 公示番号 西区第 129 号

- (1) 漁場の位置 むつ市川内町川内地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点第 62 号 (むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱) から真方位 157 度 30 分 5,340 メートルの点  
 イ オ (基点西区第 133 号 (むつ市川内町川内地先、川内川左岸に設置した標柱) から真方位 172 度 30 分 6,920 メートルの点) とアとを結ぶ直線上オから 300 メートルの点  
 ウ カ (基点西区第 133 号から真方位 172 度 30 分 3,600 メートルの点) とエとを結ぶ直線上カから 300 メートルの点  
 エ 基点第 62 号から真方位 157 度 30 分 2,500 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	ほたてがい・あかがい垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市川内町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 ② アとエとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路を設けなければならない。  
 ③ 沖側水路口の西側の点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、並びにイ及びウの各点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

110 公示番号 西区第 130 号

- (1) 漁場の位置 むつ市川内町桜川、宿野部及び蛸崎地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第 133 号 (むつ市川内町川内、川内川左岸に設置した標柱) から真方位 172 度 30 分 6,920 メートルの点  
 イ 基点第 63 号 (むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱) から真方位 168 度 30 分 5,800 メートルの点  
 ウ 基点第 63 号から真方位 168 度 30 分 1,550 メートルの点  
 エ 基点西区第 133 号から真方位 172 度 30 分 3,600 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい・あかがい・みねふじつぼ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市川内町
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イとウとを結ぶ直線から幅 50 メートル以上の水路を設けなければならない。
- ③ ア、沖側水路口の東側の点及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

#### 111 公示番号 西区第131号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢赤坂、稲平、口広、小サ沢、鹿間平及び二又地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 基点第 63 号（むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱）から真方位 168 度 30 分 2, 250 メートルの点
- イ 基点第 63 号から真方位 168 度 30 分 5, 500 メートルの点
- ウ イとオ（基点西区第 135 号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位 154 度 30 分 2, 800 メートルの点）とを結ぶ直線上イから 4, 450 メートルの点
- エ ウから真方位 348 度 30 分 2, 250 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市脇野沢
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イの点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

- ③ ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

## 112 公示番号 西区第132号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢新井田地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第136号(むつ市脇野沢瀬野川目、瀬野川右岸に設置した標柱) から真方位168度30分2,100メートルの点  
 イ アから真方位56度30分650メートルの点  
 ウ エから真方位56度30分650メートルの点  
 エ 基点西区第136号から真方位168度30分700メートルの点  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 (6) 関係地区 むつ市脇野沢  
 (7) 条件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 ② イ及びウの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

## 113 公示番号 西区第133号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第135号(むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端) から真方位200度1,400メートルの点  
 イ キ(むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱) から真方位228度1,350メートルの点  
 ウ キから真方位275度650メートルの点  
 エ キから真方位172度30分350メートルの点  
 オ 基点西区第135号から真方位277度30分1,750メートルの点  
 カ 基点西区第135号から真方位227度500メートルの点  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市脇野沢
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
② ア及びイの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

#### 114 公示番号 西区第134号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢寄浪地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 基点西区第138号（むつ市脇野沢寄浪、寄浪崎に設置した標柱）から真方位172度30分150メートルの点  
イ 基点西区第138号から真方位172度30分250メートルの点  
ウ イから真方位270度30分100メートルの点  
エ アから真方位270度30分100メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市脇野沢
- (7) 条 件 ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

#### 115 公示番号 西区第135号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
ア 基点西区第135号（むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端）から真方位228度

- 30分1,700メートルの点  
 イ オ（むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱）から真方位 203 度 30 分  
 1,200メートルの点  
 ウ イから真方位 196 度 550メートルの点  
 エ アから真方位 196 度 550メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 (6) 関係地区 むつ市脇野沢  
 (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設  
 しなければならない。  
 ② ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

116 公示番号 西区第136号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢蛸田地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 ア 基点西区第140号（むつ市脇野沢蛸田、蛸田川左岸に設置した標柱）から真  
 方位 172 度 30 分 300メートルの点  
 イ 基点西区第140号から真方位 172 度 30 分 400メートルの点  
 ウ イから真方位 267 度 30 分 100メートルの点  
 エ アから真方位 267 度 30 分 100メートルの点

(3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 (6) 関係地区 むつ市脇野沢  
 (7) 条 件 ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水

面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

### 117 公示番号 西区第137号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢九艘泊地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
     ア 基点西区第141号(むつ市脇野沢九艘泊、芋田川左岸に設置した標柱)から真方位232度30分150メートルの点  
     イ 基点西区第141号から真方位232度30分350メートルの点  
     ウ イから真方位322度30分100メートルの点  
     エ アから真方位322度30分100メートルの点  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
 (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
 (6) 関係地区 むつ市脇野沢  
 (7) 条件 ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

### 118 公示番号 西区第138号

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢貝崎地先  
 (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
     ア 基点西区第142号(むつ市脇野沢貝崎、貝崎川左岸に設置した標柱)から真方位207度30分150メートルの点  
     イ 基点西区第142号から真方位207度30分250メートルの点  
     ウ イから真方位117度30分100メートルの点  
     エ アから真方位117度30分100メートルの点  
 (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第1種 区画漁業	そい・ひらめ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

- (4) 存続期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市脇野沢
- (7) 条 件 ア、イ、ウ及びエの各点に縦横各 50 センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

**119 公示番号 西区第 139 号**

- (1) 漁場の位置 むつ市脇野沢九艘泊地先
- (2) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア オ（むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱）から真方位 275 度 650 メートルの点
  - イ オから真方位 228 度 1,350 メートルの点
  - ウ イから真方位 300 度 1,000 メートルの点
  - エ アから真方位 300 度 1,000 メートルの点
- (3) 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類		漁業時期
漁業権の種類	漁業の名称	
第 1 種 区画漁業	さけ・ます小割式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (4) 存続期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
- (5) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (6) 関係地区 むつ市脇野沢
- (7) 条 件 ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ② イ、ウ及びエの各点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

**II 保全沿岸漁場に関する事項**

該当なし